

平成25年 3 月 29 日規則第64号

宮崎市営住宅等の整備基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮崎市営住宅等の整備基準に関する条例（平成24年条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅の基準)

第 2 条 条例第11条第 2 項の規則で定める措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第 5 の 5 の 5-1 (3) の等級 4 の基準を満たす措置とする。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、評価方法基準第 5 の 5 の 5-1 (3) の等級 3 の基準を満たす措置とする。

2 条例第11条第 3 項の規則で定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) イの等級 2 の基準又は評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ① c の基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ① d の基準）及び評価方法基準第 5 の 8 の 8-4 (3) の等級 2 の基準を満たす措置とする。

3 条例第11条第 4 項の規則で定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 3 の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 2 の基準）を満たす措置とする。

4 条例第11条第 5 項の規則で定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第 5 の 4 の 4-1 (3) 及び 4-2 (3) の等級 2 の基準を満たす措置とする。

(住戸の基準)

第 3 条 条例第12条第 3 項の規則で定める措置は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第 5 の 6 の 6-1 (2) イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第 5 の 6 の 6-1 (3) ロの等級 3 の基準を満たす措置とする。

(住戸内の各部)

第 4 条 条例第13条の規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第 5 の 9 の 9-1 (3) の等級 3 の基準を満たす措置とする。

(共用部分)

第5条 条例第14条の規則で定める措置は、市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たす措置とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。